



# 金 沢 市 公 報

第 2 7 5 8 号

平成25年(2013年)4月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| 目 次                                    | ページ |
|--|-----|
| <b>告 示</b>                             |     |
| 自転車等を移動し、保管したことについて<br>(歩ける環境推進課)      | 1   |
| 自転車等を撤去し、保管したことについて<br>( " )           | 2   |
| 地縁による団体の認可について<br>(市民協働推進課)            | 3   |
| 地縁による団体の告示された事項の変更につ<br>いて ( " )       | 3   |
| 介護保険法の規定による事業者の指定につ<br>いて (3件) (介護保険課) | 4   |
| 介護保険法の規定による事業の廃止につ<br>いて (3件) ( " )    | 6   |
| 旧介護保険法の規定による指定の辞退につ<br>いて ( " )        | 7   |
| <b>公 告</b>                             |     |
| 都市計画事業の認可に係る関係図書の写しの<br>縦覧について (都市計画課) | 7   |

|   |    |
|---|----|
| 開発行為に関する工事の完了について<br>(建築指導課)  | 7  |
| 浄化槽保守点検業者の登録の更新について<br>(環境指導課)  | 8  |
| <b>教育委員会告示</b>  |    |
| 昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定<br>文化財の指定及びその保持者又は保持団体の<br>認定について)の一部改正について<br>(文化財保護課) | 8  |
| 金沢市選定保存技術の選定及びその保持者又<br>は保持団体の認定について ( " )                                    | 8  |
| <b>公営企業告示</b>   |    |
| 金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位<br>料金の算定について (経営企画課)                                     | 9  |
| 金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく<br>調整単位料金の算定について ( " )                                   | 9  |
| <b>公営企業公告</b>   |    |
| 下水道排水設備工事業者の指定の取消しにつ<br>いて (企業総務課)  | 11 |

## 告 示

### ●金沢市告示第102号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成25年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称  
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場  
 金沢市営森本駅西自転車駐車場  
 金沢市営野町駅前自転車駐車場  
 金沢市営金石バス停前自転車駐車場

金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場  
 金沢市営表参道自転車駐車場  
 金沢市営十間町自転車駐車場  
 金沢市営香林坊自転車駐車場  
 金沢市営柿木島自転車駐車場  
 金沢市営片町広場自転車駐車場  
 金沢市営武蔵自転車駐車場  
 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場

## 2 保管した自転車等の台数

自転車 117台

## 3 自転車等を移動し、保管した日

平成25年3月1日から同月31日まで

## 4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市此花町3番2号

財団法人金沢まちづくり財団

## 5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成25年4月11日から同年7月10日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第103号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

| 自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所 | 保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数 |     |
|-----------------------|-----------------------|-----|
| 金沢駅前自転車等放置禁止区域        | 自 転 車                 | 5 台 |
| 香林坊地区自転車等放置禁止区域       | 自 転 車                 | 9 台 |
| 東金沢駅前自転車等放置禁止区域       | 自 転 車                 | 1 台 |
| 西金沢駅前自転車等放置禁止区域       | 自 転 車                 | 5 台 |
| 竪町地区自転車等放置禁止区域        | 自 転 車                 | 6 台 |
| 広坂2丁目地内               | 自 転 車                 | 1 台 |
| 長田町地内                 | 自 転 車                 | 2 台 |
| 窪6丁目地内                | 自 転 車                 | 9 台 |
| 片町1丁目地内               | 自 転 車                 | 5 台 |
| 田上町地内                 | 自 転 車                 | 3 台 |
| 横川5丁目地内               | 自 転 車                 | 1 台 |
| 問屋町1丁目地内              | 自 転 車                 | 1 台 |
| 茨木町地内                 | 自 転 車                 | 1 台 |
| 松村2丁目地内               | 自 転 車                 | 1 台 |
| 元町2丁目地内               | 自 転 車                 | 3 台 |
| 千日町地内                 | 自 転 車                 | 3 台 |
| 西念4丁目地内               | 自 転 車                 | 3 台 |
| 増泉2丁目地内               | 自 転 車                 | 2 台 |
| 三馬3丁目地内               | 自 転 車                 | 5 台 |

|           |       |    |
|-----------|-------|----|
| もりの里1丁目地内 | 自 転 車 | 7台 |
| 粟崎町地内     | 自 転 車 | 3台 |
| 吉原町地内     | 自 転 車 | 1台 |
| 涌波1丁目地内   | 自 転 車 | 3台 |
| 北安江2丁目地内  | 自 転 車 | 2台 |

- 2 自転車等を撤去し、保管した日  
平成25年3月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
  - (1) 期間  
平成25年4月11日から同年10月10日まで
  - (2) 場所  
金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

#### ●金沢市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 名称  
四十万同心会
- 2 規約に定める目的  
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域  
四十万4丁目の全域
- 4 主たる事務所  
金沢市四十万4丁目163番地
- 5 代表者の氏名及び住所  
坂田 稔  
金沢市四十万4丁目127番地2
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし
- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定めた解散の事由  
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日  
平成25年4月11日

#### ●金沢市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 区 分    | 変更事項       | 変 更 前                   | 変 更 後                   | 変更年月日      |
|--------|------------|-------------------------|-------------------------|------------|
| 福増南町会  | 代表者の氏名及び住所 | 西川 智士<br>金沢市福増町南1161番地  | 馬場 俊行<br>金沢市福増町南358番地   | 平成25年1月14日 |
| 南塚町会   | 代表者の氏名及び住所 | 松井 清雄<br>金沢市南塚町74番地     | 笹野 由彦<br>金沢市南塚町91番地     | 平成25年1月20日 |
| 藤江南町会  | 代表者の氏名及び住所 | 真田 正<br>金沢市藤江南1丁目123番地  | 廣瀬 悟<br>金沢市藤江南1丁目97番地1  | 平成25年1月20日 |
| 東森本町会  | 主たる事務所の所在地 | 金沢市南森本町ワ103番地3          | 金沢市南森本町ワ195番地1          | 平成25年1月27日 |
|        | 代表者の氏名及び住所 | 中田 賢悟<br>金沢市南森本町ワ103番地3 | 守田 茂<br>金沢市南森本町ワ195番地1  |            |
| 日吉ヶ丘町会 | 主たる事務所の所在地 | 金沢市利屋町75番地              | 金沢市利屋町ム40番地103          | 平成25年2月16日 |
|        | 代表者の氏名及び住所 | 坂 耕司<br>金沢市利屋町75番地      | 大岡 富子<br>金沢市利屋町ム40番地103 |            |
| 大桑町町会  | 主たる事務所の所在地 | 金沢市大桑町リ48番地             | 金沢市大桑町リ12番地             | 平成25年2月17日 |
|        | 代表者の氏名及び住所 | 村松 繁一<br>金沢市大桑町リ48番地    | 大桑 信生<br>金沢市大桑町リ12番地    |            |
| 小原町町会  | 代表者の氏名及び住所 | 大岩 清憲<br>金沢市小原町ソ76番地    | 小寺 清治<br>金沢市小原町ソ144番地2  | 平成25年4月1日  |

●金沢市告示第106号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成25年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 介護保険<br>事業所番号 | 事業所                 |                 | 事業者の名称          | 指定年月日       | サービスの種類          |
|---------------|---------------------|-----------------|-----------------|-------------|------------------|
|               | 名称                  | 所在地             |                 |             |                  |
| 1770104527    | アスモ介護サービス金沢         | 金沢市新神田3丁目8番16号  | 株式会社アスモ介護サービス   | 平成24年12月1日  | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 |
| 1770104535    | デイサービスGGフィットネス金沢    | 金沢市大豆田本町甲534番地  | 株式会社サニーブレイス     | 平成24年12月1日  | 通所介護<br>介護予防通所介護 |
| 1770104568    | 全労済在宅介護サービスセンターいしかわ | 金沢市西念1丁目12番22号  | 株式会社全労済ウィック     | 平成24年12月1日  | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 |
| 1770104543    | 金沢フィジオセンター          | 金沢市駅西本町2丁目1番20号 | 株式会社ピースタイルケア    | 平成24年12月3日  | 通所介護<br>介護予防通所介護 |
| 1770104550    | 金沢南コンディショニングセンター    | 金沢市八日市3丁目567番地  | 株式会社ピースタイルケア    | 平成24年12月3日  | 通所介護<br>介護予防通所介護 |
| 1770104576    | プラトリーハセンター西泉1号店     | 金沢市西泉4丁目29番地3   | 株式会社ピーデーエスプラトリー | 平成24年12月17日 | 通所介護<br>介護予防通所介護 |

|            |                   |                |                  |             |                          |
|------------|-------------------|----------------|------------------|-------------|--------------------------|
| 1770104592 | デイサービス鶴の恩返し・才田    | 金沢市才田町丁65番地1   | 株式会社鶴の恩返し        | 平成24年12月19日 | 通所介護<br>介護予防通所介護         |
|            | ショートステイ鶴の恩返し・才田   |                |                  |             | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護 |
| 1770104402 | もものはな訪問介護         | 金沢市入江1丁目30番地   | 株式会社スパーテル        | 平成25年1月1日   | 訪問介護<br>介護予防訪問介護         |
| 1770104584 | シミユ トランクセンター      | 金沢市高畠2丁目35番地2  | 株式会社シミユカンパニー     | 平成25年1月5日   | 通所介護<br>介護予防通所介護         |
| 1770103974 | デイサービスたいむ         | 金沢市中屋1丁目93番地   | 株式会社生きがい工房       | 平成25年3月1日   | 通所介護<br>介護予防通所介護         |
| 1770104600 | デイサービスセンターおんぶにだっこ | 金沢市本多町2丁目12番6号 | 特定非営利活動法人おんぶにだっこ | 平成25年3月1日   | 通所介護<br>介護予防通所介護         |
| 1770104618 | ニチイケアセンターもろえ      | 金沢市三口町火37番地    | 株式会社ニチイ学館        | 平成25年3月1日   | 訪問介護<br>介護予防訪問介護         |
| 1770104634 | 訪問介護 ゆとりの園        | 金沢市入江1丁目219番地  | 株式会社ゆとりの園        | 平成25年3月1日   | 訪問介護<br>介護予防訪問介護         |
|            | デイサービス ゆとりの園      |                |                  |             | 通所介護<br>介護予防通所介護         |

●金沢市告示第107号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示します。

平成25年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 介護保険<br>事業所番号 | 事業所          |                 | 事業者の名称  | 指定年月日     | サービスの種類                        |
|---------------|--------------|-----------------|---------|-----------|--------------------------------|
|               | 名称           | 所在地             |         |           |                                |
| 1790100422    | 小規模多機能ホーム天神町 | 金沢市天神町1丁目14番33号 | 合同会社天神町 | 平成25年3月1日 | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 |

●金沢市告示第108号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示します。

平成25年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 介護保険<br>事業所番号 | 事業所             |                | 事業者の名称      | 指定年月日     | サービスの種類 |
|---------------|-----------------|----------------|-------------|-----------|---------|
|               | 名称              | 所在地            |             |           |         |
| 1760190866    | 居宅介護支援事業所 フォレスト | 金沢市南四十万2丁目22番地 | 株式会社WFフォレスト | 平成25年1月1日 | 居宅介護支援  |
| 1770104626    | 知恵ふくろう          | 金沢市古府2丁目77番地   | 株式会社あうる     | 平成25年3月1日 | 居宅介護支援  |

|            |                 |               |           |           |        |
|------------|-----------------|---------------|-----------|-----------|--------|
| 1770104634 | ケアプランセンター ゆとりの園 | 金沢市入江1丁目219番地 | 株式会社ゆとりの園 | 平成25年3月1日 | 居宅介護支援 |
|------------|-----------------|---------------|-----------|-----------|--------|

## ●金沢市告示第109号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第115条の10の規定により、次のとおり告示します。

平成25年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 介護保険<br>事業所番号 | 事業所             |                  | 事業者の名称      | 廃止年月日      | サービスの種類          |
|---------------|-----------------|------------------|-------------|------------|------------------|
|               | 名称              | 所在地              |             |            |                  |
| 1770100152    | 第二万陽苑訪問介護センター   | 金沢市大桑町中ノ大平18番地25 | 社会福祉法人陽風園   | 平成25年3月31日 | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 |
| 1770100160    | 第三万陽苑デイサービスセンター | 金沢市三小牛町24字3番地1   | 社会福祉法人陽風園   | 平成25年3月31日 | 通所介護<br>介護予防通所介護 |
| 1770102505    | みのり介護サービス       | 金沢市三口新町4丁目4番28号  | 有限会社石川のり    | 平成25年3月31日 | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 |
| 1770102927    | やよい介護センター       | 金沢市泉1丁目2番3号      | 社会福祉法人加能福祉会 | 平成25年3月31日 | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 |
| 1770103677    | デイサービスべいじゅ      | 金沢市諸江町上丁307番地25  | 株式会社WAL K   | 平成25年3月31日 | 通所介護<br>介護予防通所介護 |

## ●金沢市告示第110号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から当該指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により、次のとおり告示します。

平成25年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 介護保険<br>事業所番号 | 事業所                          |                | 事業者の名称          | 廃止年月日      | サービスの種類                      |
|---------------|------------------------------|----------------|-----------------|------------|------------------------------|
|               | 名称                           | 所在地            |                 |            |                              |
| 1770100509    | 財団法人金沢市福祉サービス公社デイサービスセンター泉野苑 | 金沢市泉野町6丁目15番5号 | 財団法人金沢市福祉サービス公社 | 平成25年3月31日 | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護 |

## ●金沢市告示第111号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示します。

平成25年4月11日

金沢市長 山 野 之 義



| 介護保険<br>事業所番号 | 事業所            |              | 事業者の名称      | 廃止年月日      | サービスの種類 |
|---------------|----------------|--------------|-------------|------------|---------|
|               | 名称             | 所在地          |             |            |         |
| 1770102927    | やよい介護センター      | 金沢市泉1丁目2番3号  | 社会福祉法人加能福祉会 | 平成25年3月31日 | 居宅介護支援  |
| 1770104287    | 陽風園木曳野生活支援センター | 金沢市桂町4街区1番地1 | 社会福祉法人陽風園   | 平成25年3月31日 | 居宅介護支援  |

## ●金沢市告示第112号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下、「旧介護保険法」という。）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から旧介護保険法第48条第1項第3号の指定を辞退する旨の届出があったので、旧介護保険法第115条の規定により、次のとおり告示します。

平成25年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 介護保険<br>事業所番号 | 事業所   |                  | 事業者の名称    | 廃止年月日      | サービスの種類   |
|---------------|-------|------------------|-----------|------------|-----------|
|               | 名称    | 所在地              |           |            |           |
| 1710113877    | 金沢西病院 | 金沢市駅西本町6丁目15番41号 | 医療法人社団博友会 | 平成25年3月31日 | 介護療養型医療施設 |

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した旨の北陸地方整備局長の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該関係図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告します。

平成25年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 都市計画事業の種類及び名称             | 施行者の名称 | 事業施行期間                       | 事業地   | 縦覧場所                    |
|---------------------------|--------|------------------------------|---|-------------------------|
| 金沢都市計画道路事業<br>3・4・7号金石街道線 | 石川県    | 平成25年3月22日から<br>平成31年3月31日まで | (1) 収用の部分<br>金沢市武蔵町、安江町、<br>本町1丁目及び玉川町地<br>内<br>(2) 使用の部分<br>なし | 金 沢 市<br>都市整備局<br>都市計画課 |

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成25年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称                            | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                             | 公共施設の種類の種類 位置及び区域                        |
|---|--|--|
| 金沢市米泉町3丁目54番1から54番5まで及び55番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 | 金沢市諸江町中丁334番地1<br>株式会社アットホーム<br>代表取締役 表井 奈流実 | 道路 金沢市米泉町3丁目54番5及び55番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 |

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| 金沢市北森本町八39番1 | 金沢市北森本町ル29番地<br>中村 哲也<br>金沢市北森本町ル29番地<br>中村 晴美 |  |
|--------------|--|--|

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成25年4月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 登録番号 | 名 称          | 所 在 地            | 登録年月日      |
|------|--------------|------------------|------------|
| 52   | 株式会社日立ビルシステム | 東京都千代田区神田美土代町7番地 | 平成25年3月30日 |

### 教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第4号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成25年4月11日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

表に次のように加える。

|     |   |              |                         |              |
|-----|---|--------------|-------------------------|--------------|
| 史跡  | か が ほつ か ぼしよ<br>加賀八家墓所<br>つけたり さんどうおよ ぼどう<br>附 参道及び墓道<br>かいぜん じちようけ ぼせき き<br>開禅寺長家墓石3基<br>きよくりゆう しまえ たつしまのかみ け<br>玉 龍 寺前田对馬守家<br>ぼせき き<br>墓石12基 | 18,767平方メートル | 金沢市広坂1丁目1番1号<br>金沢市ほか3名 | 指定平成25年4月11日 |
| 建造物 | ぜんぶくじ ほんどうつけたりえ ず まい や<br>善福寺本堂 附 絵図2枚(屋<br>ねむねおりの ず たてもののかつこうさいけん<br>根棟折之図、建物之恰好細見<br>ず 図)   | 1棟           | 金沢市橋場町8番6号<br>宗教法人善福寺   | 指定平成25年4月11日 |
| 建造物 | きゆう<br>旧つちや   | 1棟           | 金沢市主計町2番3号<br>齊木 妙子ほか1名 | 指定平成25年4月11日 |

●金沢市教育委員会告示第5号

金沢市文化財保護条例（昭和48年条例第8号）第20条第1項及び第2項の規定により、次のものを金沢市選定保存技術として選定し、及びその保持者又は保存団体を認定したので、同条第3項において準用する同条例第7条第1項の規定により告示します。

平成25年4月11日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

| 名 称                 | 保持者又は保存団体                   | 選定年月日        |
|---------------------|-----------------------------|--------------|
|                     |                             | 認定年月日        |
| かなざわでんとうはく<br>金沢伝統箔 | 金沢市福久町口172番地<br>金沢金箔伝統技術保存会 | 選定平成25年4月11日 |
|                     |                             | 認定平成25年4月11日 |



公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第13号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年4月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

- 1 平成24年12月1日から平成25年2月28日までの原料の平均価格等
  - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 73,520円
  - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 89,560円
  - (3) 1トン当たり平均原料価格 75,510円
- 2 原料価格変動額 11,700円  
 算式 75,510円（1トン当たり平均原料価格）- 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格）= 11,700円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
 算式 基準単位料金の額 + 11,700円（原料価格変動額）/ 100円 × 0.082円  
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に9.59円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。
- 4 平成25年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
 （基本料金については、変動ありません。）

|   | 基本料金<br>(1箇月につき) | 調整単位料金<br>(1立方メートルにつき) |
|---|------------------|------------------------|
| A表<br>(1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)             | 620円             | 236円55銭                |
| B表<br>(1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)  | 640円             | 234円55銭                |
| C表<br>(1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)  | 890円             | 222円5銭                 |
| D表<br>(1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合) | 1,000円           | 220円22銭                |
| E表<br>(1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)           | 1,650円           | 215円22銭                |

●金沢市公営企業告示第14号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年4月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

- 1 金沢湖陽住宅団地供給地点群
  - (1) 平成24年12月1日から平成25年2月28日までの平均原料価格  
 1トン当たり 89,560円
  - (2) 原料価格変動額 1,500円  
 算式 89,560円（1トン当たり平均原料価格）- 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）= 1,500円（100円未満切捨て）
  - (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
 算式 基準単位料金の額 + 1,500円（原料価格変動額）/ 100円 × 0.204円  
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に3.06円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）

て)。

- (4) 平成25年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

|                               | 基本料金<br>(1箇月につき) | 調整単位料金<br>(1立方メートルにつき) |
|-------------------------------|------------------|------------------------|
| A表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)  | 660円             | 424円89銭                |
| B表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭          | 415円79銭                |

## 2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成24年12月1日から平成25年2月28日までの平均原料価格  
1トン当たり 89,560円
- (2) 原料価格変動額 1,500円  
算式 89,560円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 1,500円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 + 1,500円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に3.06円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成25年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

|                               | 基本料金<br>(1箇月につき) | 調整単位料金<br>(1立方メートルにつき) |
|-------------------------------|------------------|------------------------|
| A表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)  | 660円             | 424円97銭                |
| B表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭          | 415円87銭                |

## 3 南森本供給地点群

- (1) 平成24年12月1日から平成25年2月28日までの平均原料価格  
1トン当たり 89,560円
- (2) 原料価格変動額 1,500円  
算式 89,560円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 1,500円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 + 1,500円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に3.06円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成25年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

|                               | 基本料金<br>(1箇月につき) | 調整単位料金<br>(1立方メートルにつき) |
|-------------------------------|------------------|------------------------|
| A表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)  | 660円             | 403円74銭                |
| B表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭          | 394円64銭                |

## 4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成24年12月1日から平成25年2月28日までの平均原料価格

1トン当たり 89,560円

- (2) 原料価格変動額 1,500円

算式 89,560円 (1トン当たり平均原料価格) - 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) = 1,500円 (100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 1,500円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に3.06円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。

- (4) 平成25年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

|                               | 基本料金<br>(1箇月につき) | 調整単位料金<br>(1立方メートルにつき) |
|-------------------------------|------------------|------------------------|
| A表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)  | 660円             | 447円35銭                |
| B表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭          | 438円25銭                |

## 公 営 企 業 公 告

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程 (平成13年公営企業管理規程第3号) 第10条第1項の規定により、次の者の下水道排水設備工事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成25年4月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

| 指定番号 | 商号又は法人名    | 所在地          | 取消年月日      |
|------|------------|--------------|------------|
| 414  | 株式会社サンクハウス | 金沢市松島3丁目79番地 | 平成25年3月18日 |

|                   |      |                  |           |
|-------------------|------|------------------|-----------|
| 平成25年(2013年)4月11日 | 印刷   | 発行人              | 金 沢 市     |
| 平成25年(2013年)4月11日 | 発行   | 発行所              | 金 沢 市 役 所 |
| 定価                | 120円 | 印刷所              | (株) 共 栄   |
|                   |      | 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 |           |